

知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）は、児童生徒等及び高齢者の自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車乗車時の交通事故による被害の軽減を図るため、児童生徒等及び高齢者が着用するヘルメットの購入（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている補助金を受けようとする会計年度（以下「当該年度」という。）未までに満7歳以上満18歳以下の年齢となる者をいう。
- (2) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている当該年度未までに満65歳以上の年齢となる者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童生徒等を監護するもの又は児童生徒等の親族で、社会通念上当該児童生徒等を保護する責任がある者をいう。
- (4) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

(E N 1 0 7 8に限る)

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したG Sマーク
オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したC P S C
マーク

カ アからオに掲げるもののほか、これらに類する認証等を受けたマーク等が
付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす保護者及び高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用する自転車乗車用ヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) ヘルメット購入後に発生した交通事故について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (5) 前各号までの要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合は、補助金を返還することについて了承すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該年度の4月1日以降に料金の支払いが完了する、ヘルメット（新品かつ転売、譲渡を目的としないものに限る。）の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下とし、2,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了した時は、当該年度の3月15日(開庁日に限る。)までに、知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の受付等)

第7条 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(決定の通知及び額の確定等)

第8条 市長は、交付決定し、交付すべき補助金の額を確定したときには、速やかに知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式)により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助金の交付の決定を受けた者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、第3条の要件を満たさないとき若しくは不正の手段により交付を受けたとき又はこれらの事実を知ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり交付を申請します。

ヘルメット着用者	<input type="checkbox"/> 児童生徒等 <input type="checkbox"/> 65歳以上の者			
	住 所			
	氏 名		申請者との関係	
	生年月日	年	月	日
購入したヘルメット	購入年月日	年	月	日
	メーカー・品名又は型番		安全基準	
	補助対象経費（購入価格）	円		
交付申請額※	円			
添付書類	1 補助対象経費に係る領収書等の写し 2 市長が必要と認める書類			

※ 補助対象経費の2分の1と2,000円を比較して少ない金額（10円未満切り捨て）

（表面）

誓約書兼同意書

以下の内容を確認の上、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- ヘルメット着用者が過去に本補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
- 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 購入したヘルメットは新品であること。
- 購入したヘルメットを転売、譲渡しないこと。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- 購入したヘルメットを着用した時に発生した事故等について、県及び市が一切責任を負わないことについて了承したこと。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承したこと。
- 本補助金の交付を受けるために必要な、住民登録資料、税務資料その他の公簿について、各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧することを了承したこと。

上記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

年 月 日

氏名（自署）_____

（裏面）

第2号様式（第8条関係）

知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の交付を決定し、額を確定したので、知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付決定額	
確定額	
交付の条件	

第3号様式（第10条関係）

知多市自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額				円
確 定 額				円
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			